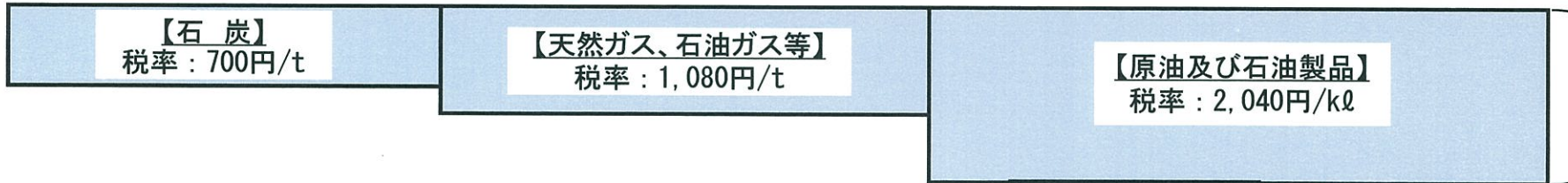


地方の地球温暖化対策に関する財源確保

平成25年5月28日

総務省自治税務局都道府県税課

石油石炭税の上乗せ税率のイメージ



石油石炭税(国税)

石油石炭税の上乗せ税率

- ・平成24年10月1日施行。税率は段階的に引上げ。
- ・使途：エネルギー起源CO₂排出抑制対策

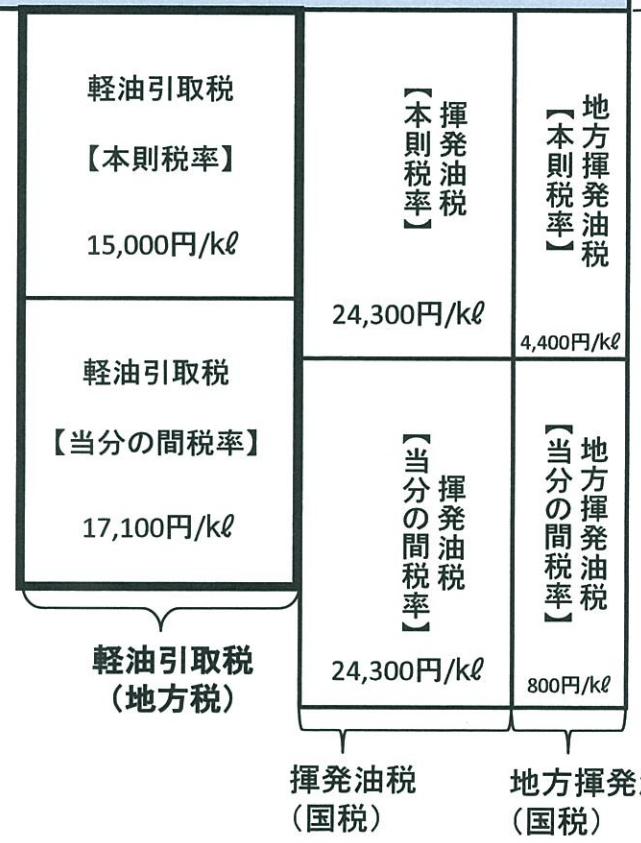
【経過措置】

	石炭 [1t当たり]	ガス状炭化水素 [1t当たり]	原油・石油製品 [1kl当たり]
平成24年10月1日～	220円	260円	250円
平成26年4月1日～	440円	520円	500円
平成28年4月1日～	670円	780円	760円

石油石炭税の上乗せ税率の税収見込額

- 初年度 (H24) : 391億円
- 25年度 (H25) : 987億円
- 平年度 (H28～) : 2,623億円

※ 初年度及び平年度については財務省公表の見込額を記載、25年度については総務省における試算額を記載。



平成25年度税制改正大綱（抄）

平成25年1月24日
自由民主党・公明党

第三 検討事項

10 地球温暖化対策は、エネルギー起源CO₂排出抑制対策と森林吸収源対策の両面から推進する必要がある。このうち、エネルギー起源CO₂排出抑制のための諸施策を実施する観点から、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置が講じられている。

一方、森林吸収源対策については、国土保全や地球温暖化防止に大きく貢献する森林・林業を国家戦略として位置付け、CO₂吸収源対策として造林・間伐などの森林整備を推進することが必要である。

このため、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」第七条の規定に基づき、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について早急に総合的な検討を行う。

地球温暖化対策に係る国と地方の基本的役割

京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日全部改定・閣議決定)で定められている国と地方公共団体の基本的役割は次のとおり。

「国」の基本的役割	「地方公共団体」の基本的役割
<p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">＜地球温暖化対策の総合的推進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="margin-bottom: 20px;">○ 我が国の地球温暖化対策の全体枠組みの形成と地球温暖化対策の総合的实施 ○ 国の各機関は、全体枠組みに沿って十分な連携を図り、自主的手法、規制的手法、経済的手法、情報的手法、環境影響評価、社会資本の整備等の措置の活用を含む多様な政策手段を動員して、対策を推進 	<p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">＜地域の特性に応じた対策の実施＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="margin-bottom: 20px;">○ 地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施 ○ 計画本文に掲げられている具体的な取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 低炭素型のまちづくり ・ 公共交通機関や自転車の利用促進 ・ バイオマスエネルギー等の新エネルギー等の導入 ・ 地域住民に身近なごみ問題への取組 ・ 太陽光、風力等の利用の促進 ・ 都市における緑地の保全及び緑化の推進 ・ 廃棄物等の発生の抑制の促進 <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">等</p>

(注) 京都議定書目標達成計画は、平成24年度末をもって終了したが、「当面の地球温暖化対策に関する方針(平成25年3月 地球温暖化対策推進本部決定)」において、新たな地球温暖化対策計画の策定までの間においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同様以上の取組を推進することが求められている。

国の地球温暖化対策について

平成24年2月10日
環境省報道発表
資料を基に作成

- 平成17年4月28日の京都議定書目標達成計画の閣議決定を受け、18年度予算より、「京都議定書目標達成計画関係予算」をとりまとめているもの。
- 関係府省全体の平成24年度の同計画関係予算額は、次のとおり。

4つの分類	24年度当初予算額
京都議定書6%削減約束に直接の効果があるもの (うち、森林吸収源対策)	3,794億円 (1,334億円)
温室効果ガスの削減に中長期的に効果があるもの	2,998億円
その他結果として温室効果ガスの削減に資するもの	2,069億円
基盤的施策など	938億円
合 計	9,799億円

(注) 予算項目の内数として、京都議定書目標達成計画関係予算に該当する額が特定できないものは計上されていない。

平成24年度における地方公共団体の地球温暖化対策に係る予算額

(単位：億円)

地球温暖化対策	取 組 例	国庫補助事業	地方単独事業	計
CO2、メタン、一酸化二窒素、 代替フロン等に関する対策	[エネルギー起源のCO2関連] ・市バス等のサービス・利便性向上を通じた公共交通機関の利用促進 ・都市公園、街路等の緑化や官公庁の屋上等の緑化 ・太陽光発電設備の導入促進	4,200	6,482	10,683
	[非エネルギー起源のCO2関連] ・生ごみ処理機購入費用の助成 ・家庭用廃食油の資源化の促進 [メタン、一酸化二窒素関連] ・焼却灰処理「エコセメント」化の推進（焼却灰の有効利用） ・下水汚泥処理施設、ごみ焼却処理施設の高度化 [代替フロン等関連] ・代替製品（ノンフロン製品）の調達	(2,391)	(5,778)	(8,169)
温室効果ガス吸収源対策	・森林整備事業 ・森林害虫病（松くい虫）の防除 ・木材資源の積極的利用 ・都市公園、街路等の緑化や官公庁の屋上等の緑化	3,155	1,535	4,690
		(1,481)	(1,425)	(2,906)
その他の対策	[横断的施策] ・温暖化対策地域推進計画の策定 ・温室効果ガス排出量の調査、公表 [その他の温暖化対策] ・地球温暖化対策アドバイザーの派遣 ・エコサインガイドラインの策定	201	225	426
		(102)	(223)	(325)
合 計		7,556 (3,974)	8,242 (7,426)	15,798 (11,400)

※1 都道府県及び市町村の地球温暖化対策に係る平成24年度当初予算額を計上。端数処理の結果、内訳と合計が合致していない。

2 括弧書きの数値は、国庫支出金等の特定財源を除いた額を計上。

5 3 調査に当たっては、京都議定書目標達成計画別表に記載された「地方公共団体が実施することが期待される施策例」等を示した上で実施しており、特定できないものは計上されていない場合もある。

地球温暖化対策に係る臨時措置について

我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題である地球温暖化対策を進めるため、平成23年度税制改正(案)において、エネルギー起源CO₂排出抑制のための諸施策を実施していく観点から、石油石炭税(国税)の税率を上乗せする特例措置を講ずることとされた^(※)が、地方財源を確保する仕組みについては更に検討を進めることとされた。

地球温暖化対策を推進するためには、地域において主体的な取組みが進められることが不可欠であることから、地方財源の確保について具体的な成案を得るまでの間においても、地方公共団体が積極的に取り組んでいる森林吸収源対策等を一層支援するための措置として、国産・地域産木材の利活用の促進に要する経費等が平成23年度地方財政計画に計上され、以後、平成24・25年度の地方財政計画においても引き続き計上されている。

※ 石油石炭税の税率の特例措置は、国会における審議の結果、平成23年度税制改正においては改正が見送られ、平成24年度税制改正において導入された(平成24年10月1日から実施)。

平成25年度事業費 100億円 (平成23・24年度：100億円)

森林吸収源対策等の地球温暖化対策

○国産・地域産木材の利活用の促進

- ・ 公共施設等での活用
- ・ 民間利用の支援・促進
- ・ 木材・木質バイオマスの利用(ペレットストーブ等)

○再生可能エネルギー(太陽光、風力、小水力発電等)の導入促進 など